

## 通信・放送の総合的な法体系の検討に向けた論点（案）

### 1 検討の視点

- ブロードバンド、コンテンツの融合・連携について、デジタル先進国として世界のモデルになるスキームを提示すべき。
- 通信・放送の境界領域だけでなく、ユビキタスネット化、2011年頃の実現するネットワーク環境をトータルに考えて法体系を検討すべき。新しいサービスを積極的に生み出す視点も必要。
- 伝送路、端末、及び事業者の各々の融合の側面について、既存の法制度がどう変わるべきかを議論すべき。
- 「通信・放送事業に対する規制の硬直性」との指摘がどういう意味で妥当するかを議論すべき。日本の通信・放送の競争力が制度等によって阻害されているのかなどを検討すべき。
- ネットワークがIP化された場合、有線と無線、通信と放送と制度が区分されていることの正当性と、共通化すべき部分をきちんととらえておくことが大事。
- 通信・放送の在り方を考え直すなら、電波監理審議会などの行政組織の在り方についても検討することが必要。

### 2 コンテンツ関係

#### (1) 総論

- 通信が、90年代に議論した「公然性を有する通信」を超えて、放送コンテンツに近いものになっている。これは、憲法上の「通信」の一類型ではあるものの、憲法、通信・放送法制における「通信」との間の関係の再構築が必要。

---

※本件資料は、第1回会合から第4回会合における構成員の議論及びプレゼンテーションの主要なポイントを整理したものである。なお、電波法制に係る当面の課題に関する議論は除いた。

## (2) 基幹放送

- 基幹放送の概念について掘り下げて考えるべき。
- 基幹放送の概念については、社会的なファンクションを維持することを前提に、制度の仕組みをいろいろ考えるべき。技術的な側面からは通信と放送は融合することになるだろうが、社会システムの面から見て再設計できる可能性がある。
- 放送事業者の事業展開の自由度の拡大といってもむしろ基幹的なものはより強い規制をかけるべきではないか、放送の規制は市場を細分化する傾向にあるのではないかという点を検討すべき。

## (3) 動画配信サービス

- YouTubeのようなロングテールのサービスに対する視聴価値の高いロフティヘッドとして、ネット上で放送規律を守る「融合放送」を考えるべき。
- サーバー型放送などダウンロード型サービスについても、制度やルールをどうするか考えることが必要。
- ポッドキャストにみられるような、自動配信技術を活用した放送的サービスが活発になっており、動向を注視することが必要。
- EUでは、映像配信サービスに対して、IPTV、VOD等も含めて従来の放送規律の適用・一部適用を検討しており、動向を注視することが必要。

## (4) CGM

- CGMやWeb 2.0は、プラットフォームであり、サービスであり、コンテンツでもあるという、デジタルならではの特性を持つ「メディア」といってよく、将来性が見込まれる。それを法制度の中でどう位置づけるか検討すべき。

## (5) その他

- コンテンツをつくる才能を持った子供たちが育ってくる土壤ができつつあるが、その子供たちにクオリティの高いものを見せる責任が我々にはある。その意味で、「基幹メディア」であるテレビや映画のクオリティを上げる一方で、若い優秀な人たちが活躍できる健全なマーケットをつくることが重要。
- 通信・放送技術が発展すると、通信・放送法制とコンテンツに関する著作権法制、知財の法制との間の関係・調整をどうするかも問題点として整理することが必要。

### 3 サービス・プラットフォーム関係

- プラットフォームは、認証・決済・著作権管理・検索・評価・配信・取引手順・信頼性確保等ネット上の取引に必要な基本機能を統合した、ブラックボックス性とオープン性の適切な組み合わせにより収益を生み出す共通業務基盤であり、注視すべき。
- 有力企業グループがネットワーク・プラットフォーム・アプリケーション・コンテンツの垂直統合型の展開を指向するなかで、ネットワークにおけるドミナント性を中心に考えてきた競争政策も違う角度で考えることが必要。
- ネットワークの融合が進むと、法制度上ではドミナント事業者の概念、市場の定義が具体的な問題となってくる。
- データを圧縮して、より柔軟、有効に使える制度を組むことにより、有効活用するインセンティブが出てくるので、その是非、導入方法などを検討すべき。

## 4 伝送インフラ関係

### (1) 相互接続・技術標準

○ユビキタスネットワーク化の過程では、有線系・無線系・放送系・交通系・実物系の5つのタイプのネットワークが、相互接続性・相互運用性を保ちながら整備されていくことが必要。

### (2) 電波

○電波法は、情報の電磁的流通のあり方・方法を規制するというよりも、電波を有効・安全に利用するための規制であり、放送法や電気通信事業法とは法律の性格が異なる。

○あまりビジネスモデルに偏重しすぎず、インフラとしての電波の技術特性を踏まえて議論することが必要。

### (3) その他

○地上波ハイビジョン放送の再送信を品質保証しつつ行うことは、受信機の数が増えれば、回線容量などとの関係で難しいハードルがある。

○映像のエンコーディング技術が日々進歩し、圧縮効率が向上する一方、新方式の導入には受信機のリプレイスが必要となる。マーケットと相談しつつ伝送路の効率を図るため、受信機のあり方も含め新技术の導入方針の検討が必要。

(以上)